

令和4年3月4日

令和4年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）委託業務 公募型プロポーザル方式募集要項

令和4年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）委託業務について、公募型プロポーザル方式により、次のとおり事業者を募集します。各事業者におかれましては、本業務委託に係る提案書を作成し、期日までに提出してください。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）委託業務

(2) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「令和4年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）に係る仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

2 資料

(1) 仕様書

(2) 公募型プロポーザル方式参加申請書（様式1）

(3) 参考見積書（様式2）

(4) 質問票（様式3）

3 応募資格及び条件

(1) 応募資格

公募型プロポーザル方式への参加を申請しようとする者は、令和4年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）を円滑かつ効果的に実施できる業者とする。ただし、次のアからオに掲げる要件をすべて満たさなければ応募することはできない。

ア 対象業務において、本市の令和4年度入札有資格者名簿に登録されていること。

ただし、名簿に登録されていない業者であっても次の(ア)から(イ)に掲げる書類を整えることができれば参加可能とする。

① 商業登録簿謄本

※「写し」の場合は、「原本証明」をお願いいたします。

② 納税証明書（国税及び地方税）

※・尼崎市に事業所がある場合、国税と市税の納税証明書

・尼崎市に事業所がない場合、事業所所在地における国税の納税証明書の提出
をお願いいたします。

イ 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者で

ないこと。

ウ 公募参加申請の日から契約日までのいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

エ 尼崎市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 自己又は自社の役員等が、暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しないこと。また、その経営に実質的に関与していないこと。

(2) 応募条件

本市が望む事業展開及び人材の管理体制ができること。

4 公募型プロポーザル方式の参加申し込み

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式とする。作成要領は下記5を参照のこと。）

イ 公募型プロポーザル方式参加申請書（様式1）

ウ 参考見積書（様式2）（消費税及び地方消費税を含む。提案全体の見積額とその内訳記載）

なお、アについては10部、イ及びウの書類については1部提出すること。

(2) 提出書類の配布期間

令和4年3月4日（金）から同年3月22日（火）までの間に尼崎市のホームページよりダウンロードしてください。

(3) 提出書類の提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和4年3月22日（火）午後5時まで

イ 提出先

尼崎市教育委員会事務局学校教育部 幼稚園・高校企画推進担当

（尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階）

※ 郵送または持参すること。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までに持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

(4) (3)に掲げる期限までに公募型プロポーザル方式の参加申し込みを行わなかった者及び参加資格がないと認められた者（書類不備を含む）は、本公募型プロポーザル方式に参加することができない。

(5) 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

(6) 参加決定通知

令和4年3月23日（水）までに電子メールにて通知します。

5 提案書の作成要領

提出する書類の規格は、A4版、長辺綴じ、両面印刷とする。

提案書については、1社につき1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと（資料が過大にならないように留意すること。）。

6 経費

(1) 仕様書記載の生徒数を基に算定すること。

(2) 提案上限金額は1,914,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 契約金額は、実際の事業の対象人数に応じて、変動するものとする。

(3) この高等学校特色づくり推進事業（課題解決型学習）委託業務は、同業務の令和4年度予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は同業務を実施せず、また、これに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合、尼崎市ではその損害において負担しないこととする。

7 質問票の受付及び回答

本事業の内容に関して質問がある場合は、質問票（様式3）に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、E-mailを記載し、幼稚園・高校企画推進担当へ電子メール（必要に応じてFAX可。ただしFAXでの質問を行う場合は、送付後に幼稚園・高校企画推進担当に到着確認をすること。）にて送付すること。電話、来庁等による質問は受け付けない。

(1) 質問票の提出期限

令和4年3月16日（水）午後5時まで

(2) 提出先

尼崎市教育委員会事務局 幼稚園・高校企画推進担当

メールアドレス：ama-youkou@city.amagasaki.hyogo.jp

ファックス：06-4950-5658

(3) 質問票の回答日

令和4年3月17日（木）までに随時、尼崎市のホームページ上に回答を掲載する。

(4) その他

審査基準に関する質問は受け付けない。

8 選定方法及び評価基準

本市職員で組織する高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）受託業者選定委員会において、応募書類及びプレゼンテーションを通して総合的に審査を行い選定する。

(1) 評価基準

ア 受託業者としての適性

- ・ 誠意・取組姿勢について
- ・ 運営実績について

イ 学習の実施内容

- ・ 授業の目的に合致しているかについて
- ・ 日々の生活に役立つ実践的な内容であるかについて
- ・ 学習効果を高める工夫が盛り込まれているかについて
- ・ テキスト等の教材に学習効果を高めるための工夫について
- ・ テキスト等の変更などカスタマイズの自由度について
- ・ コストの妥当性について
- ・ 成果発表の機会について

ウ その他

- ・ 本事業の運営面の提案や工夫について
- ・ 危機管理体制について

(2) 審査日

令和4年3月25日（金） 予定。時間等の詳細については、業者ごとに連絡する。

(3) その他

- ・ 提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由
- ・ プロジェクター、スクリーン等を幼稚園・高校企画推進担当で用意するが、ノートパソコン等は各業者が持参すること
- ・ パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること
- ・ 機器の準備等は説明時間に含まれるので、注意すること
- ・ 出席者は、必要最低限の人数とすること

9 選定審査対象除外（失格）

次のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合（提出書類に不備があった場合を含む）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (5) 「参考見積書」の金額が、提案上限金額を超えている場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと尼崎市が判断した場合

10 審査結果の通知

審査結果は、令和4年3月下旬頃に文書により全応募者へ、応募者が指定した宛先に通知する予定。審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11 その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書その他提出資料については返却しない。

(3) 選定にあたっては、地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした参加事業者のうち市内事業者（尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者）又は準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者）であれば本市が定める割合で一定の加点を行う。

なお、市内事業者、準市内事業者、市外事業者のいずれに該当するかの判断は、応募申請書の提出時点で行う。

12 プロポーザル実施スケジュール（予定）

募集要項公表	令和4年3月4日（金）～ 令和4年3月22日（火）
質問票の提出期限	令和4年3月16日（水）午後5時まで
質問の回答日	令和4年3月17日（木）まで
提出書類の提出期限	令和4年3月22日（火）午後5時まで
参加決定通知	令和4年3月23日（水）中
審査日（プレゼンテーション）	令和4年3月25日（金）
結果通知	令和4年3月下旬
令和4年度契約締結	令和4年4月上旬

以 上